

# 景住ネット

都市計画法・  
建築基準法を変えて  
未来に向けた  
美しい都市へ

# NEWS

会員募集中!!

個人=年間2口以上  
(1口1000円)  
団体=年間2口以上  
(1口10,000円)  
専門家=年間1口以上  
(1口10,000円)  
(専門家は学者・弁護士・建築士・議員  
などの方で、自己申告です)

<http://machi-kaeru.com/> no.16 2017.5.31



特集

## オリンピックと消える緑

1964年のオリンピックでは、東京に高速道路網や新幹線ができると同時に、急速に都市改造が行われました。公園になる予定の場所がホテルになったり、川が埋め立てられて高速道路になったり。2020年のオリンピックでも都市改造が始まり、せっかく大きく育った街路樹が切り倒され、公園は市民がのんびりするだけでなく、収益をあげることを求められるようになり、木を切り倒しカフェやイベント広場、駐車場が計画されるなど、公園に求められるものが大きく変化しようとしています。首都圏周辺の緑や環境を守る運動の現場から現状をレポートしてもらいました。

# オリンピックと都市計画公園

## オリンピックの名の下の安易な都市乱開発を危惧する

●  
景観と住環境を考える全国ネットワーク代表  
弁護士 日置 雅晴

オリンピックを契機に都市のインフラ整備が進むと言われている。確かに、1964年のオリンピックで首都高速道路や東海道新幹線、東京モノレールなど、今でも日本を支えるインフラが大会に間に合わせて建設されたのは事実である。しかし、これらのインフラは、仮にオリンピックがなくても必要なものとしていずれ整備されたはずのものであり、それがひとつの目標時期としてオリンピックが存在し、それに合わせた予算が投入されたと言える。終点を決めることにより、かなり強引な土地買収や収用、設備の開発等が行われており、環境アセスメントさえなかった当時は、その陰で多くの人が意に反する立ち退き等を強いられたり、騒音等でその後苦しめられたりしたであろうことは想像に難くない。

ただ、いずれは作られるべきものが、前倒して作られたと言うだけであれば、都市のインフラとしては、やむを得ない面があるのかもしれないが、本来ゆっくりと時間をかけて形成すべき都市環境が、時間を限られることで犠牲にされた影の部分も大きかった。

その最たるものが、オリンピックの宿泊者、特に海外からの宿泊者をターゲットにした、高級ホテルの建設のために犠牲にされた都市計画公園であろう。

昭和30年代、東京にあった国際的に通用する大型ホテルは帝国ホテル等限られていた。ホテルは本来民間事業であるから、土地を買収してそこに建設するのが筋であるが、オリンピックという期限を切られた中での国際的に通用する大型ホテルの建設もまた重要なインフラと位置づけられた。

そのためには、都心部に広大な土地が必要になるが、それは容易ではなかった。そこで、犠牲にされたのが都市計画公園である。

都市計画公園とはなにかというと『都市計画公園』は都市計画法に基づき公園として都市計画決定された施設をいいます。「都市公園」は「都市計画公園」のうち公園として整備されているもの、もしくは、「都市計画公園」でなくとも都市計画区域内に設置され、公園として整備されているものをいいます。また、「都市公園」であるには地方公共団体又は国により設置されたものでなければ

なりません。「都市計画公園」であっても公園として整備されていないものや地方公共団体又は国による設置でないものは「都市公園」にはならず、「都市公園」であっても都市計画決定されていないものは「都市計画公園」にはなりません。計画的に公園を設置していく必要があることから、都市計画公園として都市計画決定し、整備後に「都市公園」として供用することが一般的です。』（群馬県のHPから）と解説されている。

つまり、都市計画により将来都市公園予定地として指定された土地のことであり、都市計画道路予定地などと同様、未だ都市施設の事業計画が進まない間も、建築制限等が課せられている土地のことである。

都内には、戦後の復興計画等で指定された都市計画公園が多数存在していた。その主なものをあげると霊南坂、清水谷、芝公園、等々である。これらの都市計画公園は、当面現状での利用が許容されてはいたが、いずれ買収・事業化の予算ができた時点で都市公園として整備されることが都市計画上保障されていたはずの土地であった。

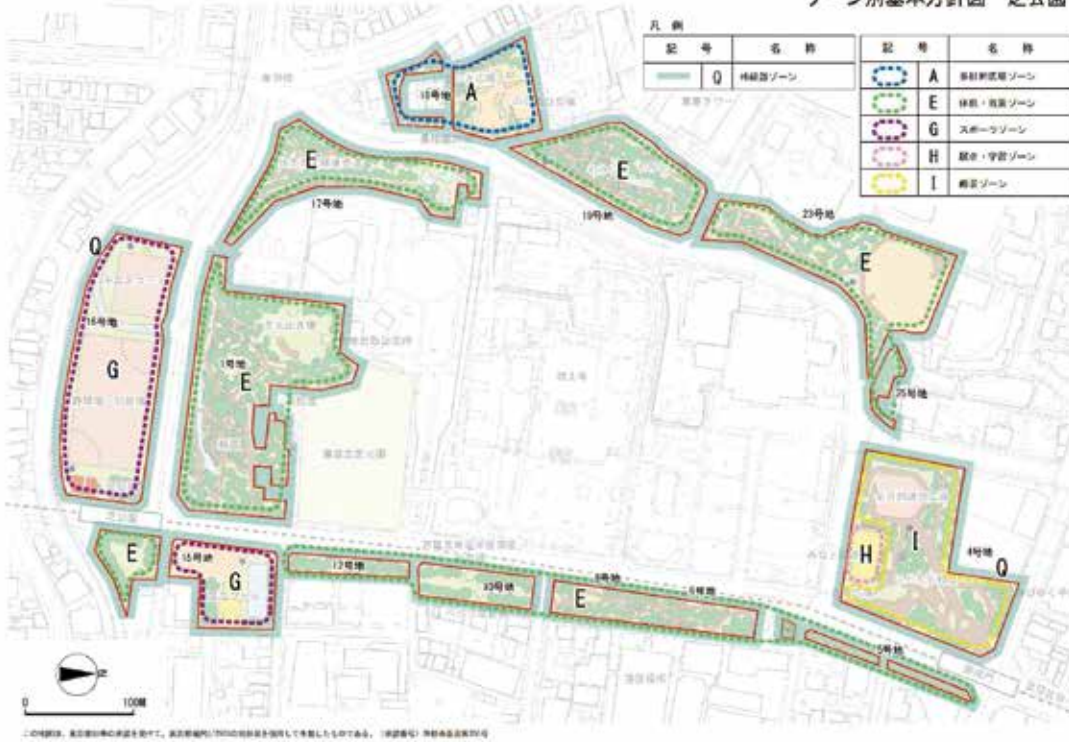
ところが、国際ホテルの建設をオリンピックに間に合わせるために、執られた措置が、都市計画公園にホテルの建設を認めるということであった。

その結果、霊南坂にはホテルオークラが、清水谷にはニューオータニ、赤坂プリンスが、芝公園には東京プリンスが建設されることとなった。

本来都市施設の都市計画が存在する場合、高層のホテルなどの建築は都市計画法により禁止されている。ところが都市計画法59条4項では、ホテルを都市計画施設として位置づけることにより、一般的な都市計画制限を解除し、高層ホテルなどを都市計画公園内に建築することを可能としたのである。（いわゆる特許事業である）

将来都民の憩いの場となることを予定されていた都心の数少ない都市公園は、こうしてオリンピックのために犠牲にされてしまったのである。

ゾーン別基本方針図 芝公園



東京都のHPに掲載されている特許事業の例



霊南坂公園の現状 港区都市計画公園・緑地の整備方針より

戦後あるいは戦前に指定された都市計画道路が、自動車交通の減少した現在でも、70年以上経過して状況に合わなくなってきても、かたくなに維持され、計画が次々と実施されているのに比べ、都市環境の要となるべき都市計画公園はいとも簡単にオリンピックの犠牲にされてしまったのである。

なお、この都市計画事業により都市計画公園内に巨大施設を建設して、都市計画を有名無実にするという手法は、オリンピック後は長らく使われることがなかったが、平成になり規制緩和・都市改造の流れの中で再び利用が始まっている。

都市計画公園後楽園には東京ドームホテルが、都市計画公園芝公園には、プリンスさくらタワーが同様の方法で建設されている。

ちなみに芝公園は、公園として都市計画指定された範囲のうち、周辺部の一部だけが都市公園となっており、都市計画公園のままのところはかなり存在しており、そこには前回オリンピック時に建設された東京プリンスホテル、その後同じ手法で建設されたさくらタワー、芝増上寺などが存在している。

オリンピックという期限を決めた都市インフラの整備手法は、このように本来時間をかけて慎重に形成すべき都市環境を、期限

までに必要な施設を無理にでも作らなくてはならないという理由で、法や制度の原則を大きく損なう形で実施される側面がある。

まさにオリンピックの影の部分と言うべきであろう。

これは、半世紀前の特殊な出来事ではない。今回のオリンピックに関連しても、たとえば国立競技場の建設を巡り、神宮外苑という戦前のオリンピックの時でさえ手を付けることができなかった地区において、地区計画による高さ規制・容積率の大幅緩和や用途規制の例外許可など、平常時では容易に与えられない許可が出され、巨大計画が進められていることをみても、その本質は何ら変わっていないと言うべきだろう。

ちなみに、東京ドームホテル問題は平成9年のことであり、このとき私は近隣住民が原告となった都市計画事業認可取消訴訟の代理人を務めたが、近隣住民には訴えの利益がないとして、本案判断を受けることさえできなかった。きわめて問題のある都市計画手法であるが、都民が司法的救済を求めることすらできないのが現実である。(東京地裁平成10年8月27日判決 判例時報1700号21頁)

# 上野公園を テーマパークにさせない！

●  
上野公園の樹を守る会・酒井・鈴木美和子

## 始まりは、上野公園口の大イチョウに巻かれた腹巻

2016年12月8日、JR上野駅公園口を出たところで、見慣れない光景に足を止めた。文化会館前のイチョウの大木に腹巻が巻かれていて、何事かと思い近寄ってみるとJR上野駅公園口改札の移設に伴う工事により1月に伐採します。という公告だった。(資料1)

すぐに看板にある工事会社に連絡し、この工事が東京都東部公園緑地事務所(以下、公園事務所)と台東区、JRの三者で行う上野駅公園口整備に伴う道路仮切り回し工事であることがわかった。12月に入ってはいたがイチョウの大木はまだ葉を残していて、夕日に金色に輝いて堂々とそびえていた。この木を切るなんて、そんなことをさせてはいけない。何とか止めなければと、その日のうちに新国立競技場反対運動で一緒に戦った仲間に声をかけた。

## だれもわかっていない公園口の整備計画の最終案

それから何度か公園事務所に足を運び、工事内容など聞いたものの、2020年目標の公園口整備の最終計画がわからない。

JRに聞くと、駅舎の設計は2017年秋までかかる。現時点では説明できる資料はないと言い、公園事務所はJRから具体的な設計図が出てきていないので、詳しい計画はまだできていないと言う。台東区都市計画課に聞くと、今回の工事で台東区に関係のあるのは、坂の下から改札口までの区道に関する部分だけで、公園口一帯はほとんど都有地であり関与できないし、現時点では詳しい報告を受けていないのでわからないと言う。

道路に関する事なので、上野警察の交通課にも行ってみた。「公園口の整備に関しては聞いている。仮設道路に関しては許可している。警察は道路の計画が出た段階で安全性や法規にてらして認可する立場であり、現時点では最終案の具体的な報告は何も来ていないので答えられない。」ということだった。

このような状況で、工事用仮設道路の建設だけが先行し、工事作業ヤードを確保すると現在の道路が使えなくなるので、文化会館の方に道路を付け替える。そこに木があるので伐採するという。一抱えもあるようなイチョウとムク、スタ椎の大木7本である。伐採



(資料1) 2016年12月。「工事のため伐採」を示すの腹巻を巻かれた公園口の大

されたら前川国男の名建築である東京文化会館とすでに一体化している今の風景は失われてしまうのだ。(資料2)

## チェンジオーグのスタート

こうしているうちにも 最初の1本の伐採が19日に迫ってきたので「オリンピックのためにこれ以上、上野公園の樹を切らないでください」というチェンジオーグ(webでの署名活動)を12月14日に立ち上げた。2013年から新国立競技場建設に反対してきたグループ(神宮外苑と国立競技場を未来へ手わたす会)のメンバーのネットワークによる素早い動きは目をみはるものがあった。

12月15日には、メディアに呼びかけを開始した。同日、公園事務所より19日の伐採予定は保留にすると連絡が入った。

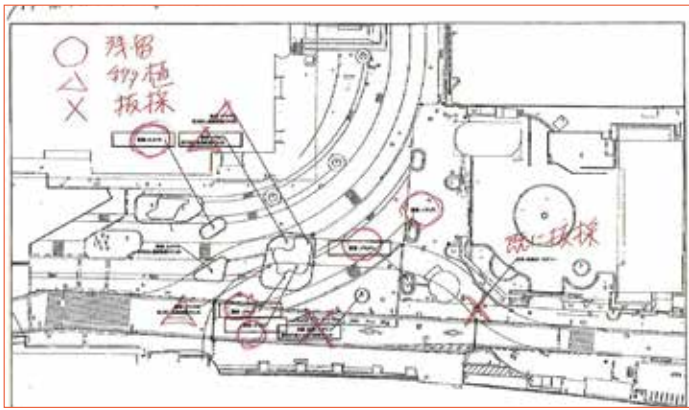
全国各地で街路樹の伐採が問題になり反対運動がおこり、人々の関心も高まっていたせいもあり、たった2日間で1217人の署名が集まった。

12月16日にはこの1217名の名簿と要望書を小池知事に届けた。その後12月20日に18633名、3月9日に5572名(累計25423名)の名簿と要望書を届けた。暮れも押し迫った12月27日には「上野公園の樹を守る会」の勉強会が開催された。今から31年前、不忍の池の下に駐車場を作ると言う計画ができたとき、中心になって反対運動を繰り広げた方々、東京だけでなく全国の貴重な建築の保存に取り組んでいる方々、環境問題の専門家、建築家、造園の専門家で公園行政に詳しい先生、谷中の街づくりに参加している住民などが、30人も集まり、上野公園の樹を守るため、どうい活動を展開してゆかかを話会った。

## 突然、公園事務所から計画変更の知らせ

1月17日、公園事務所の担当者から電話で、伐採予定の7本の内、樹勢が弱っている新改札口前のスタ椎1本は伐採するが、5本は残し、1本は移植することになった。と伝えてきた。

後日、スタ椎も 移植したと連絡が入った。1月8日に伐採の公告を見てから40日後に、すべての樹木が残ることになった。そ



(資料2) 2017年1月。抗議により伐採は中止になり、一部は移植となった。



(資料3) 上野動物園入り口前。公園口からの直線の通路上にあるからと伐採。



(資料4) 都市緑地法の一部改正案これでは緑は守れない。



(資料5) 公園口の仮設工事による伐採を免れた大木だが、危機は去っていない。

れでも仮設道路の工事が進行できるというのだから、いかに杜撰な計画だったかがわかる。工事担当者が、公園口改札の建設のために一番便利な仮設道路の図面を引いたら、たまたまそこに木が生えていたので支障木として伐採することにした、ということなのだろう。(資料3)

### 変更されたのは、仮設道路工事だけ

とりえず伐採は回避されたが、計画では現在の公園口改札を北に50m移動し、混雑時に人が滞留する信号を失くして駅前広場を作り、直接公園に入るようにする。道路を分断し一方通行を相互通行にするため新公園口改札の両脇にはロータリーが2か所必要になる。(資料3)

特に下から上がってくる道路は現改札の前にロータリーを作るしかなく、せっかく今回、伐採を免れた7本の大木ばかりか周辺の木もまた、支障木として伐採される可能性がある。

ロータリーの詳細については、4月になっても計画中で詳細が掴めていない。(資料4)

### 上野公園一帯は 世界遺産、西洋美術館のバッファゾーン

2016年に世界遺産に制定された西洋美術館から、ほんの30mしか離れていない公園口で巨大なロータリーが2か所もできるとなれば、重大な景観の変更になりかねない。過去には1996年に世界遺産に登録されたケルンの大聖堂は、付近を流れるライン川沿いに超高層ビルの建設が計画され、世界遺産申請時における周辺の都市景観の完全性が損なわれるとして、2004年「危機にさらされている世界遺産リスト」に登録された。ケルン市が建物の高さ制限を行った為、超高層ビル建設計画は撤回され、2006年にこの危機遺産登録は解除されている。

世界遺産のバッファゾーンは保護、規制に関して年々、運用が厳しくなっている。

世界遺産に登録されたら周辺の景観の保全には最大限の努力が必要で、今回のような拙速な工事のために大木を伐採するようなこ

とが行われていけば、危機遺産認定につながりかねない。

イコモスには今回の公園前の整備について報告しているようだが、イコモスはそういった整備計画に許可を出したりする立場にはないと言っている。あくまでも世界遺産を管理する国や都市の厳しい自己規制にゆだねられているということだろう。

### スカスカになった上野の森

2013年に始まった上野公園の再整備で、公園内の樹木がかなり切られているようだという印象はこの公園をよく知るの間では噂になっていた。公園事務所からの資料では2010年以降幹回り90センチ以上の大木だけでも244本が伐採され、それ以下の樹や植え込みの灌木などは1000本以上が伐採されていることがわかった。上野動物園入り口前にあった3本の大木は、新改札から上野動物園に至る直線の道路に引っかかるという理由で伐採されている。公園内の道路が緩やかに曲がっていることに、なんの支障があるだろうか。(資料5)

国立東京博物館の東南角は樹齢100年以上のユリノキの大木をふくむ小さな森があるが、そこに観光バスの駐車場にしたいというような計画まで出ている。

折しも国会では「都市緑地法の一部を改正する法律案」が検討されている。

都市公園の再生、活性化と言いつつ、内容は都市公園に保育所を作りやすくするとか、民間事業所による収益施設の設置を容易にする法案で、そこには、公園の樹木や利用する人のための環境を保全し、歴史を継承してゆく内容は皆無だ。公園という空き地からいかに収益を生むかだけの法律改正に見える。

上野「文化の杜」構想も、一度立ち止まり、3000万人の観光客を集めるために何をやるのかではなく、この杜を本当の意味での「文化の『森』」として未来へ手わたすことができる様、見直す時期に来ていると強く思う。

# 街路樹伐採は突然はじまり、 そして止まった。

●  
小枝すみ子(千代田区議)・北城照二郎(景住ネット世話人)

## 1 伐採中止、 きっかけは一人の女性から

すでに、予算が通っていた。  
すでに、2億円の契約議案が通っていた。  
すでに、工事が着工し枝打ちが終了していた。  
オリンピックまでに工事を終了すると急いでいた。  
通常ではありえない状況からの伐採中止だった。

事件発覚から中止までの約5か月、イチョウの神様に呼び寄せられるかのように、いくつもの偶然が重なった。

第一の偶然は、イチョウ並木を愛する女性が、伐採の瞬間にその道を通ったことだった。

2016年7月26日夜、私の携帯に見知らぬ女性Iさんから電話が入った。

「神田の大学で教えている。仕事が終わって、夜9時、神田警察通りを通りかかったところ、イチョウの木が伐採される寸前だった。工事会社に異議を申し立て、ストップしてもらっている。ホームページで現場から近い小枝区議に電話した。」という主旨だった。

仲間の議員から担当課長に電話をして、当面の間、伐採を中止するように申し入れた。

ところが伐採は神田地区3カ所同時に起きていたのだ。※①参照  
いずれも、

2020年オリンピックパラリンピックまでに、

①自転車道を完成させたい(神田警察通り)、

②無電中化を完成させたい(白山通り)

③歩道を拡幅したい(明大通り)

と、それぞれ異なる名目を掲げて、地域住民や議員も知らないところで、街路樹伐採は3路線同時に進んでいた。

Iさんからの電話があって、工事を仮に中止させた翌日、私たちはまず『ご存知ですか?区内主要道路3路線の400本近い街路樹伐採問題に「待った!」』と、千代田区議会「ちよだの声」ホームページで、広報を開始した。

そして結論から先に言えば、その後、区議会、都議会で、住民陳情を受けて、神田警察通りについては10月17日区議会で並木保存の方向で趣旨採択、白山通りについては12月15日同様の方向で都議会趣旨採択、約5か月で、様々な人の知恵と協力も得な

から大きな仕切り直しへと向かうことになる。(明大通りについては、地元協議会で了承されれば、伐採もしくは移植してよいということで、状況は厳しい。)

工事着工済みで、作業をストップさせながらの綱渡りの末、おそらく千代田区議会では初めて全会派合意と協力のもとで「行政側から契約変更の申し出をさせる」という形式となった。

## 2 景住ネット人脈と経験で、 署名活動や広報は効果的に進む

千代田区は不幸にして開発一極集中地区のため、住民側は絶えずたくさんの何者かとたたかっている。2009年皇居周辺の景観と住環境を争点に、私たちの候補と現職との一騎打ちの区長選を戦って以来、「千代田のまちづくりを考える会」(略称ちよまち会、事務局:北城)をつくり、メーリングリストでの情報交換を中心に、地域の問題共有を続けてきた。その会議が、2016年9月25日午前中に開催され、その場に、Iさんが参加くださったことで、点が面になった。

週刊金曜日の記者も取材に訪れ、即座に『週刊金曜日』に伐採直前の緊迫する記事が掲載されたことも大きな転換点となった。(先駆けて本社が地元一ツ橋にある毎日新聞が即座に心ある記事を出して下さっていた。)

また、イチョウの神様に呼び寄せられるように その日に開かれる一ツ橋講堂の森まゆみさんの秋の講座(国立公文書館主催)の開催を偶然知り、講座に参加し、講座終了後、

一ツ橋講堂横神田警察通りの枝打ちされたイチョウ群を目の前に森さんに緊迫している事態を説明し、森さんから『まず事実を知らせること、マスコミにわかりやすい資料を作ること。それも急いで』と具体的なアドバイスを頂いたこともわたしたちには大きな力となった。

即日Iさんが資料を作成し、経験豊富な上村さんからもアドバイスを頂いた。その流れでChange Org.で運動を広げる手法も教えて頂いた。

それらいくつもの点が連なって伐採を止めようという動きがどんどん大きくなっていった。

インターネットによる署名活動は、オリンピックということに反応したのだろうか、はるか海の向こうまで広がって、1週間で4万人の署名が集まり、この驚異的な増え方が、マスコミの目に触れる



神田警察通り、共立女子大学前のイチョウ並木



白山通り(都道)の80年イチョウ、そして、明大通り(区道)のプラタナス並木もまた同じ状況に置かれていることがわかった。※①

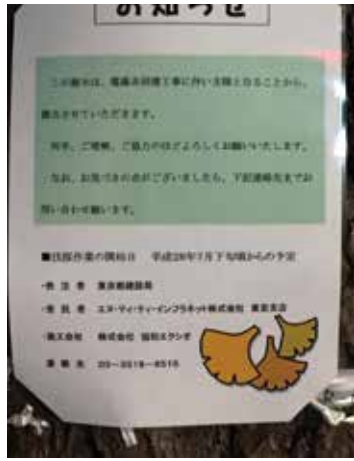
ようになった。ただならぬことになっていることが皮膚感覚でわかった。一方で、地道な神田地区での紙による手渡しの署名も、通り周辺を中心にどんどん広がっていった。

### 3 区議会一致、伐採を止める 都議会でも逆転趣旨採択により伐採中止へ

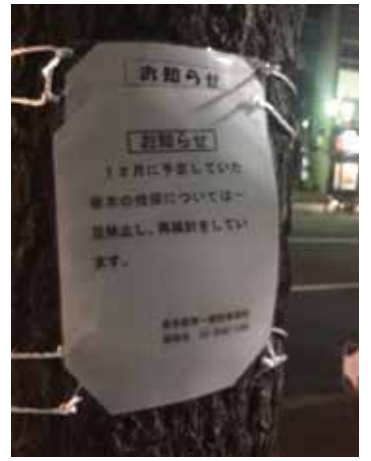
住民が情報公開や署名活動、マスコミ対策など走り回る一方で、当初千代田区議会の空気は「数か月前に自ら議決したものを間違っていたからと変更などできるはずがない！」と多数派の男性議員たちの反応はノーだった。ところが、住民の情報公開による議員への資料提供、区議会企画総務委員会での追加追加での資料要求を重ねほぼ一か月、どうもこれはおかしいという空気に火が付いた。行政の資料の矛盾に対し、これはおかしいと理解が深まり、それから早かった。決算委員会で、最高責任者である区長が「8月3日の出張区長室で区民から質問をされて初めて街路樹が伐採されるということを知った。」と答弁したことも驚きで、議員の罪の意識(伐採についてチェックせずに工事請負契約を通してしまったという自分たちの過失)は、このひとことで吹き飛んだ。10月17日企画総務委員会で全員一致、神田警察通りイチョウ並木保存を決める。事件発覚から2か月半!

一方で、都道白山通りは、東京都の工事であるため「区の方針を反映するよう要望する」と委員会集約に付け足してもらったことが、さらなる都議会の奇跡を生むとは正直思っていなかった。ここからは、都議会公明党が動き、現地視察の上、本会議質問を行い、都議会では、自民党を除く過半数超党派の動きとなった。日程の前倒し、他会派への情報提供はじめ、生活者ネット、共産はじめ各党のとりわけ女性議員が影に日なたによく動いてくれたことがロビー活動をしながらひしひしと感じられた。

7月25日にお会いした東京都第一建設事務所対応はほとんどゼロ回答だったのが、都議会の動きを経て、同じ課長とは思えないほどの変化をみせてくれた。翌2017年2月21日、白山通り周辺全戸に案内チラシの配布、地元の中学校で保育付き説明会を開き、



白山通り(都道)伐採お知らせ



伐採中止の貼り紙(現状)

丁寧な事業の趣旨を説明するとともに、伐採が終わった東側はこのまま工事を続行するが、西側は、区の方針が出るまで中断すると説明し、今ではその貼紙がイチョウのおなかに巻き付けられている。

3路線とも、2020年オリンピックまでのお化粧直しのために、何故伐られるのかということに、当初マスコミの注目は集まった。

お昼前に北城さんたち住民と白山通りの伐採現場をテレビ局が取材し、同時に別の取材班が議会のお昼休憩に私のもとに来る。午後の委員会を終えて、区議会事務局を通りかかると、テレビの前に皆が集まって特集番組を見ている、というようなスピードで報道が進んだ。それを他局が追いかける、そして最後にTBS「噂の東京マガジン」。ここは、議会でも力を合わせた、公明党議員・共産党議員・私の三人で、この問題の取材に応じた。都議会が千代田区で起きていることを知るのに、この報道は役にたったようだ。

悪戦苦闘の私たちに、惜しみない力を貸してくださったのが、樹木の専門家、近田文弘先生(理学博士 元国立科学博物館主任研究員)、その存在は大きかった。百年イチョウはまだまだ元気むしろ幼木であること、冷気を発し、私たちに人間に大きな恩恵を与えてくれているとテレビにもひるまずコメントし、私たち区議にも現場において気さくにレクチャーをして下さった。

必要なところに必要な人(専門家、運動の経験者、マスコミ、問題意識を共有する住民、議員)がいた。

「神田地区の街路樹伐採を止めよう」という一点で、立場の違う多くの人々が一致できた。

千代田区議会ではこの後他の公園整備でも、保守系議員から「おいまた樹木を切るんじゃないだろうな、ここは桜、桜は伐るなよ」という発言が自然と出てくる。

※余談だが、自民党のベテラン議員の家の柳が立ち枯れて、やむを得ず切ることになり、職人に頼むと「勘弁してください。木を伐るバカというんです、家に着いた木は伐っちゃいけませんよ。」と言われ、日枝神社の宮司にお祓いをしてやっと伐ってもらったんだとか、そんな個人の経験が面白いほど飛び出した。人は経験に学ぶのだと実感することが多々あった。

# 国の都市緑地行政の転換が進む中、 市民運動の底力で、 川崎市の緑地保全行政「後退の危機」に歯止め！

まちづくり・環境運動川崎市民連絡会 [川崎まち連]  
事務局長 小磯 盟四郎

## 川崎市「緑地保全行政」の危機

すでに何度か景住ネットニュースで報告してきましたが、川崎市の緑地保全行政は、全国的にもその先進性を誇れるものでした。

川崎北部の丘陵地では、この素晴らしい緑を子や孫に残そう！という緑地保全の運動が連続と続いてきました。しかし、その多くは、現行の開発許可制度の壁にはね返され、美しい樹林地が無残に伐採されるのを止めることはできずにきたのです。

他方、市は、開発を不可能にする法制度「特別緑地保全地区」の指定件数で目覚ましい成果を上げてきました。それを可能にしたのが、「緑地保全の川崎方式」です。

市は、1000㎡以上の緑地すべてをデータベース化し、保全優先順位別にA, B, Cにランク付けした「緑地保全カルテ」を持っています。これを基に、「みどり屋」を自称する造園職職員が、休日返上で緑地の地主さん訪問を重ね、とりあえず「緑地保全協定」（固定資産税・都市計画税の1.1倍の補助金交付、解約可）を結んでもらう。理解が進んだところで、「特別緑地保全地区」（同上1.5倍の補助金、開発不可、市への買い取り請求権付。以下「特保」）の指定へランクアップするという独自の手法です。この中には、すでにデベロッパーに取得され、開発の行政手続きが始まっていたものも含まれています。保全を求める旺盛な住民運動と市議会による保全請願の採択などをバックに事業者と交渉を進め、開発を断念させて市が取得保全に成功したケースです。

市は、この地道な努力を重ねて「特保」のめざましい拡大を実現し、2010年には緑の都市賞の内閣総理大臣賞を受賞しました。

しかし2009年に市民の疑問や批判の声を押し切って、緑政部が環境局から建設局へ移管されたことの影響もあって、市の緑地保全行政に翳りが見え始めました。これまで、道路新設のため邪魔な樹木は伐採対象でしかないという仕事をしてきた職員さんと「みどり屋」さんでは職業倫理に差があるのは当然です。しかも数の上では土木系職員数が圧倒的優位のため、徐々に緑政部局の管理職も彼らが占めるようになってきました。

こうした危惧は、この数年、「特保」の拡大が鈍化しているばかりか、その供給源＝「タネ地」としての役割を担ってきた「緑地保全協定地」が減少する、という形で顕在化してきました。

昨年6月末、多摩丘陵緑地保全ネットワーク（たまよこネット）の恒例の新年度緑政部局表敬訪問の席上、局トップから「お金を出して緑地を買い

取る時代は終わった。これからはどう管理していくかだ」との発言がなされたのです。強いショックを受けるとともに、「停滞」は市の緑行政の基本方針の「転換・変質」から発しているのでは？という危機感を募らせることになったのです。

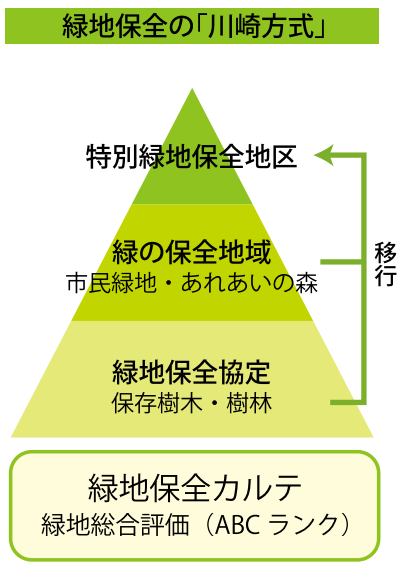
## 「緑の基本計画」改定作業

時あたかも、2018年から始まる10年間の「緑の基本計画」（緑地保全と緑化推進に関する行政分野のマスタープラン）の改定作業が進行中でした。

筆者は、たまたま環境審議会の公募で市民委員に選ばれ、昨年4月から緑と公園部会で改定案の審議に加わっていました。しかし、議論の大半は、グリーンデザインセンターなど、公園や緑地の新しい管理手法に関するものに費やされ、期待した、市の緑地保全行政をどう維持・発展させるかという議論は殆ど行われませんでした。

次第に強い違和感を抱き始めて調べてみると、昨年5月に国交省が発表した「公園等のあり方に関する委員会報告書」に行きつきました。

都市緑政学研究で著名な進士五十八福井県立大学学長（かつて川崎市の環境審議会会長として前述の緑地保全「川崎方式」の制度化をリード）を委員長に11人で構成する「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」がまとめた「新



## 新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終とりまとめ 概要

新たなステージで重視すべき観点	ストック効果をより高める	民との連携を加速する	都市公園を一層柔軟に使いこなす
	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備、範囲の拡大を重視</li> <li>都市公園の中心げでの発想</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政主体の整備、維持管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>硬直的な都市公園の管理</li> <li>維持管理の延長での公園運営</li> </ul>
パラダイムシフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>使うこと、活かすことを重視</li> <li>都市全体、まちづくり全体の視野での発想</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民やNPO等の主体的な活動を支援</li> <li>民間施設との積極的な連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域との合意に基づく弾力的な運用</li> <li>まちづくりの一環としてのマネジメント</li> </ul>



# 1月 緑と公園部会の傍聴に駆けつけてください！ 10日 ～ 川崎市の先進的「緑保全行政が後退の危機」～

緑地保全目標の十分な議論を

「緑の保全」と「公園・緑地（ストック）の管理・利活用」は車の両輪であって、どちらか一方を重視すべきというものではありません。そして「保全」の努力なしには、「ストック」の増大は望めません。市が、「管理・利活用」の大切さを強調することで、「緑の保全」の停滞・後退を防止することにはなりません。

川崎のみどり行政の未来を左右する節目です。上記の「審議会」傍聴に駆けつけてください。

環境審議会・緑と公園部会  
「緑の基本計画の改定・答申案」  
“最終”審議

◇1月10日（火）午後2時～4時半  
◇会場 JAセレサ川崎みなみビル

多摩丘陵緑地保全ネットワークたまよこネット>  
まちづくり・環境運動川崎市民連絡会<川崎まち運>

たなステージに向けた緑とオープン政策の展開について」という『最終報告書』です。

「緑のストックが一定程度確保された現在、民との連携を強め、公園を一層柔軟に使いこなすなどの新たなステージに移行すべき」との提言です。硬直化した公園管理行政の改革など、聞くべき論点はあるものの、緑行政の基本を「緑の保全」→「公園・緑地の利活用」に移行すべきとも読める内容です。

昨年11月の川崎の環境審議会に示された「緑の基本計画改定案」は、国のこの「報告書」の基調を色濃く反映した内容だったのです。

危機感に駆られた、「たまよこネット」参加団体のリーダーなど12人が連名でアピールを出し、答申案を決定する1月10日の審議会の傍聴に駆けつけるよう訴えました。

1月10日の審議会は、傍聴者数が50人近くにのぼりました。環境審議会が始まって以来のことです。筆者は、その熱い思いを背中に感じながら、これまでの答申案が、市の緑地保全行政の近年の停滞・後退傾向を容認、助長しかねない内容であることを強く批判して、先進的緑保全行政の堅持と発展を求める発言を行いました。

学識委員からもこれに同調してくれる発言が続きました。実はこの日示された答申案原案は前回案に色濃かった国の「あり方委」の「管理重視」の文言が影を潜めていたのです。年末に必死の思いで、行政その他に働きかけたことの反映と思われる。

石川幹子部会長が指名し、緑政部長が「保全と管理はみどり行政の車の両輪である」との公式答弁を行って終了しました。

ひとまず、市の緑地保全行政のあからさまな後退に歯止めをかけたかと安堵しています。

## 「都市緑地法改正案」閣議決定

前記「あり方委・最終報告書」を受けて、2月10日に、「都市緑地法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。

「都市の緑空間を民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくため」を目的に謳い、「概要」として示されているのは、

- (1) 都市公園の再生・活性化（都市公園法及び都市開発資金の貸付けに関する法律関係）
  - [1] 都市公園において保育所等の社会福祉施設の占用を可能とすること
  - [2] 民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設
  - [3][2] の制度に基づく施設整備への都市開発資金の貸付け
  - [5] 公園運営に関する協議会の設置

(1) [2] の「民間事業者による収益施設の設置管理制度」は、

すでにスタバの導入や広大な芝生を眺められるレストランが人気の南池袋公園などで先行的に実現しています。収益の一部を公園の維持管理費用に充てようとするもので、その延長に、更に大掛かりな「公園の観光地化」構想が語られ始めています。

(1)[1]「保育所等の社会福祉施設の占用」も深刻な保育園不足の解消策として歓迎されるかもしれませんが、しかし、生産緑地における建築規制の緩和などとともに、ここでも建ぺい率の緩和が抱き合わせなのは、気になるところです。

総じて国の都市政策を貫く規制緩和・民間活力導入路線の公園・緑地施策への適用という感がぬぐえ

ません。

前稿で報告されている、上野公園で進む大規模な樹木伐採などは、その危うさの表れのような気がします。

興味深いのは、

- (3) 都市農地の保全・活用（生産緑地法、都市計画法及び建築基準法関係）の中に、
  - [2] 生産緑地地区内で直売・農家レストラン等の設置を可能とすること、と並んで
  - [4] 田園住居地域の創設（用途地域の追加）が書かれています。「農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護する用途地域」とされ
- 詳細は不明ですが、用途地域の新設として注目されます。

川崎市でも、首都圏最大の緑地である生田緑地をフィールドに、行政、コンサル、町会、商店会、市民活動団体など50団体で構成する「生田緑地マネジメント会議」が立ち上がっています（2013年）。17年間にわたって向ヶ丘遊園の緑を守り市民憩いの場の復活を求めて活動してきた「向ヶ丘遊園の会」の代表が、この大組織の代表を務めています。（『景住ネットNEWS』no.12 参照）

緑地・公園を民活を使って稼げる場にしようとする観光地化路線が顕著になるなか、その狙いを見据えたうえで、同時に、外野席からの批判に自足せず、「[5] 公園運営に関する協議会の設置」などに積極的に参加し、市民活動側の系統的な活動実績に裏付けられたイニシアチブ発揮が求められ時代だと痛感しています。



緑地保全運動の目下の焦点＝「柿生の里を歩く会」（15年4月29日）

# その 4500 万円 上原元市長ひとりに支払わせない！！

上原基金

※ 2017 年 5 月 20 日現在

# 36,186,255 円



4月2日に川崎の集会で、地元の松岡さんと



大反対運動が起きた、  
国立のマンション

## 景観保護に尽力したのに個人で 5000 万円の賠償金

くにたちの景観を守る運動は、東京地裁判決ではマンションの 20 メートルを超える部分の撤去という画期的な判決を勝ち取り、その後の東京高裁判決で取り消されたものの、最高裁では景観利益を初めて認める歴史的な判決を導きだしました。また、その運動は景観法の成立にも影響したと言われるほど、くにたちの景観を守る運動は多くの人の景観への関心を高めたと言えます。

ところが、オールくにたちで繰り広げられた景観保護の運動の当事者国立市は損害賠償で訴えられ、それが裁判によって当時の市長上原公子さん個人が支払えという判決が確定。上原さんは個人で利子も含めて 5000 万円近い賠償金の支払いを求められています。

上原さんの行動は、10 万筆を超える市民と景観保護を願う多くの人たちの強い想いを実現するためのもの。だから、上原さんひとりに支払わせるわけにはいきません。それに賛同する全国の市民や勝手連が動き出し、2月11日の立ち上げ集会から3カ月

ほどで 3600 万円以上の基金が集まりました。

## 各地で上原さんを支援する勝手連や集会

上原さんは、景観問題だけではなく反原発、憲法九条を守る活動などさまざまな活動で中心的な役割を担っていることもあって、全国に上原さんを応援する輪が広がっています。

2月11日にはくにたちで上原景観基金のキックオフ集会。その後、各地で集会が開かれ、3月31日には景住ネット主催のシンポジウム、4月2日には川崎まちれん主催で「4.2 上原ファン 1万人の会・かわさき」発足集会、その後も小田原、飯田橋などが予定されています。

ただし 5000 万円（利子など含む）はとても大きな目標です。目標達成まで、ぜひみんながこの目標を忘れずにいることが大切です。市民のために行動する全国の首長が自信をもって行動できるように、市民のチカラで1日も早く基金の目標額を集めたいと活動が続けられています。ぜひご協力を!!

## 国立で 2月11日



## 水道橋で 3月31日



この判決が首長の手足を縛る可能性が高いこと、翁長知事、小池知事などが損害賠償の対象として指摘されていることなどが、今後の問題としてバネラーから指摘されました。

## 川崎で 4月2日



元国立市長の  
上原公子さんは、  
市長時代に大学通りのマンション  
問題で市に損害を与えたから、  
4,500万円賠償しなさい。  
ななんですか  
それって？



新しいチラシ。  
1万人の会のホームページから  
ダウンロードできます。

■最新情報は下記のアドレスから  
くにたち上原1万人基金の会  
<http://www.ueharafund.org>  
基金の最新金額や集会情報、判決文、年表

■景観と住環境を考える全国ネットワークは、  
この問題の重要性を考え  
上原さんを支援する勝手連として  
「くにたち上原景観基金」に協力してします。

### ■上原基金へのカンパの振り込み先

ゆうちょ銀行  
(郵便振替)  
口座番号：00120-7-696771  
口座名称：上原基金1万人の会  
(他銀行などからの振込み)  
店名店番：〇一九 (ゼロイチキュウ)  
預金種目：当座  
口座番号：0696771  
口座名称：上原基金1万人の会  
(うえはらききんいちまんにんのかい)

ぜひ基金に  
ご協力を!!

みずほ銀行 日野駅前支店  
預金種目：普通  
口座番号：1222665  
口座名称：  
日野市民法律事務所  
弁護士窪田之喜  
(くぼた ゆきよし)

# 名古屋市・白龍町逮捕問題

▼東京新聞 5月18日

隣のマンション工事に抗議していただけなのに、近隣住民がやってもい  
ない傷害の疑いで逮捕されてしまった白龍町。

逆風にもめげず粘り強く続けられた活動で、その問題がやっと新聞など  
に伝わり、詳しく報道されるようになった。

新聞によって取り上げ方はさまざま。

朝日新聞は、マンション紛争が名古屋で頻発しており、それぞれにそれ  
までの環境に合った場所の利用をしていたのに、マンションなどの建物  
ができることでその環境が壊されてしまい、現在の制度では有効に解決  
する制度がないことなどを都市政策の問題として取り上げている。

中日新聞では、マンションが建設されて環境が悪くなることに抗議をす  
るごく普通の住民運動のメンバーが犯罪の疑いで突然逮捕され2週間も  
拘留されてしまうこともあり、これ自体大きな問題だが、共謀罪が成立  
したら市民は今まで通り声をあげることができるのだろうか、と懸念する  
記事になっている。

白龍町で起きている問題は、だれにでも起きる可能性のある事件です。  
多くの人に知り、考えてもらえたらと思います。



▲朝日新聞 5月15日

◀中日新聞 5月3日

景住ネットNEWS no.16 2017.5.30

発行 景観と住環境を考える全国ネットワーク  
http://www.machi-kaeru.com/ メールアドレス 510@machi-kaeru.com  
〒162-0825 東京都新宿区神楽坂3-2-5 SHKビル4F  
FAX (03) 5228-0392

※お問い合わせはできるだけメールまたはファクスで。土・日・祝祭日は休みです。  
編集後記■名古屋の事件は、裁判が続いています。3月の裁判の時には、傍聴席  
が白龍町の住民の方達や支援してくださる市民団体のみなさんでいっぱいでした。  
当日は法廷で、現場監督と交通整理員の陳述があり、二人とも陳述の前には「良  
心にしたがって真実のみを述べること」を宣誓してから証言台に立ちます。しかし、  
現場監督と交通整理員の証言は細かなところで随分食い違っていたり、現場監督  
が当初「事件当日は、病院で診察を受けてから仕事を済ませてまっすぐ家に帰り

した」と証言していたのに、住民側弁護士に「当日、運転代行を呼びませんでしたか？」と質問されると「当日は前からの約束があって、仕方が無いので飲  
みに行きました」とあっさり前言を翻すなど「真実のみを述べる」と誓ったこ  
とを忘れていたのではないかと思うほどでした。

■森友、加計学園、共謀罪、などなど国会でエリート官僚や政治家が誰が見て  
も嘘としか思えない答弁をしているのを見ると、「真実」があまりに軽いと思う  
しかありません。国のトップが国民にこういう姿を見せているは本当にひどい。  
裁判は最後の砦。真実を追究して欲しい。

■上原さんの基金は着々とお金が集まっています。当初はほんとに集まるのだ  
ろうかと心配でしたが、こうやって積み上がっていくと日本もなかなかいいや  
んと勇気が湧いてきます。これも市民運動の新しい一歩になるのかも。